

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 27 年 9 月 28 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）マナベインテリアハーツ草津店 草津市駒井沢町字四ノ坪 11 ほか 43 筆
- 2 意見の概要
  - (1) 草津市からの意見
    - ア 廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第 6 条に基づき、ごみ減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図り環境美化に努めること。また、同条例第 20 条で定める適正包装の推進に努めること。
    - イ 事業系一般廃棄物については、自己処理または草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第 4 条に定める「受入基準」による草津市クリーンセンターへの自己搬入もしくは市許可業者への委託により処理すること。
    - ウ 月間 2 t 以上の一般廃棄物を排出する場合、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第 19 条に基づき、市の定める一般廃棄物減量計画を作成し、草津市ごみ減量推進課へ提出すること。
    - エ 産業廃棄物については、県許可業者に委託して処理すること。
    - オ 廃棄物の保管場所については、廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、または悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。
    - カ 一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行うことができるスペースを設けること。
    - キ 当届出については草津市特定開発行為等に関する指導要綱（要綱第 26-25 号）の協議がなされた案件であることから、当該協議での指示事項や協議事項を遵守し土地利用を行うこと。また、協議終了された土地利用の内容から変更が生じる場合は草津市開発調整課と協議のこと。
  - (2) 栗東市からの意見  
荷さばき施設の搬出入作業場所が民家に隣接していることから、車両騒音等による環境阻害がないよう作業時間帯等について配慮すること。また、公害防止のため、自己の責任と負担において必要な措置を講じること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 番 30 号  
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
  - (2) 縦覧期間 平成 27 年 9 月 28 日から平成 27 年 10 月 28 日まで